

令和3年第12回農業委員会総会会議録

令和3年第12回船橋市農業委員会総会を12月7日午後3時船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員（14人）

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 高橋 光一
土橋 博之 藤城 孝義 石井 俊郎 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（1人）

平野 恵昭

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第12回農業委員会総会を開催いたします。
	事務局、傍聴者はおりますか。ある場合は、傍聴者の入室を許可します。
局長	傍聴者はありません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 8番、土橋博之委員と、9番、藤城孝義委員の両名をお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い、審議に入ります。 局長。
局長	農地法第4条許可申請について、議案第1号の1を上程いたします。
議長	本議案につきまして、織戸審査班長の報告を求めます。

織戸審査班長

それでは、今日2日、石井俊郎委員、平野恵昭推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
議案書2ページ、地図1から3ページをご覧ください。

1号議案の1につきましては、宮本に在住の申請人が、千葉市で自動車販売業を営む者からの要望により、当該地を車両置場として整備し貸し出すものです。

現地は畑で、隣接地は畑・雑種地及び道路となっており、周囲はコンクリートブロックで施工、雨水については砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、隣接農地所有者への説明が行われております。

資力については、残高証明書にて確認済みです。

また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては許可相当と思われま

議長

す。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第4条許可申請に関する議案第1号の2、農地法第5条許可申請に関する議案第2号の5、農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に関する議案第3号の1及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に関する議案第4号の1、以上4議案は関連がありますので一括上程いたします。

議長
織戸審査班長

本議案につきまして、織戸審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページから5ページ、地図4から6ページをご覧ください。

1号議案の2、2号議案の5、3号議案及び4号議案につきましては、関連議案ですので一括説明いたします。

4つの申請の関連を分かりやすくするため、3号議案及び4号議案より説明いたします。

3号議案及び4号議案につきましては、令和3年3月31日付で建売分譲住宅56棟うち農地部分36棟として農地転用許可を得て造成工事を着工しておりますが、個々の顧客のニーズに応えるため、特定建築条件付売買予定地56棟うち農地部分36棟として計画変更をするものです。

1号議案の2及び2号議案の5につきましては、当該計画変更に伴う転用許可申請です。

これは、建売分譲住宅から特定建築条件付売買予定地へ計画変更する場合は、許可事由や許可条件が異なることから、事業計画の変更承認に加え、再度、転用許可申請が必要であると千葉県から指導を受けております。

1号議案の2及び2号議案の5につきましては、宅地建物取引業の免許を有する申請人が、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地56棟を建築するもので、56棟のうち36棟分が農地となっております。

転用計画については、当初許可時と変更はありません。

本申請は特定建築条件付売買予定地であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

以上、1号議案の2及び2号議案の5につきましては許可相当、3号議案及び4号議案につきましては承認相当と思われま

す。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

齋藤委員。

議長

齋藤委員

これは特定建築条件付売買予定地に変更しただけで、内容は変わりはないのでしょうか。

議長

審査班。

織戸審査班長

内容に変わりありません。

齋藤委員

変わりないですか。分かりました。

議長

よろしいですか。ほかにご質問等は。

菊池委員。

菊池委員

4条による転用申請で、申請人が〇〇〇という非農家になっています。でも4条というのは、農家が自分の意思で、自分で使うために転用するものだとして理解していたので、どういうことが起こっているのか分かりやすく説明していただけたらありがたいのですが。

議長

事務局から。

事務局

お答えいたします。今回、当初計画につきましては、5条の転用の許可を取得しておりました。

その後、許可に基づき所有権移転が既に行われておりますので、土地所有者は〇〇〇です。したがって、今回の転用の許可に基づき、権利の移転が発生しないもので、その場合は4条になります。

以上です。

菊池委員

分かりました。

議長

よろしいですか。ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、採決いたします。

まず、農地法第4条許可申請に関する議案第1号の2につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

次に、農地法第5条許可申請に関する議案第2号の5につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

次に、農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に関する議案第3号の1につきまして、審査報告のとおり承認相当と

することが適当と判断される方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認相当とすることに決しました。

最後に、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に関する議案第4号の1につきまして、審査報告のとおり承認相当とすることが適当と判断される方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認相当とすることに決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第2号の1を上程いたします。

本議案につきまして、織戸審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図7から9ページをご覧ください。

2号議案の1につきましては、市内で管工業を営む譲受人が、既存の資材置場が手狭であることから、当該地を取得し、資材置場として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は畑及び道路となっており、周囲は土留めを施工、雨水は砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。

隣接農地所有者には説明済みです。

資力については、残高証明書にて確認済みです。

また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、排水管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、あしたの風クリニックと船橋市立医療センターの医療施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、本議案につきましては許可相当と思われま

す。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

局長

議長

織戸審査班長

議長

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請に関する議案第2号の2に関連しますので、先に、農地法第5条の規定による許可処分の取消願に関する議案第5号の1を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案書6ページをご覧ください。

本議案につきましては、この後上程される議案第2号の2と関連する議案となります。

本議案は、令和3年9月28日付、千葉県東農指令第779号の8により、開発に伴う道路用地として、農地法第5条の規定による所有権移転の許可を受けたものです。

しかしながら、願出者が法人登記を誤認していたため、所有権移転登記できないことが判明いたしました。

許可権者である千葉県へ相談したところ、許可取消しと、代表者名にて新たな転用申請を行うよう指導があったことから、令和3年11月24日付、取消願が提出されました。

事務局が現地を確認したところ、埋蔵文化財調査を実施中ではありますが、開発許可に伴う造成工事は着手されていないことを確認いたしました。

以上、本議案につきましては、願出の内容等を審査しました結果、取消相当と思われます。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農地法第5条の規定による許可処分取消を承認する方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の2を上程いたします。

議長

本議案につきまして、織戸審査班長の報告を求めます。

織戸審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図10から12ページをご覧ください。

2号議案の2につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、隣接地で計画している開発行為の区域内にある当該地を取得し、道路として整備するものです。

当該地は、令和3年9月28日付で道路用地として農地転用許可を得ておりますが、譲受人が法人登記を誤認していたため、所有権移転登記することができなかったことから、登記可能な代表者名にて改めて申請されました。

なお、転用計画及び資金計画については、当初許可時と変更はありません。

都市計画法については既に許可済みであり、本申請に関連し、変更等は発生しないことを確認しております。

また、現在、当開発地において埋蔵文化財調査を実施中ではありますが、開発行為に伴う造成工事につきましては未着手であります。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては許可相当と思われま。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員

事務局にお聞きしたいのですが、支店での許可を取り消して、同じ会社の本店での許可申請ということですが、何が誤認だったか詳しく聞かせていただければと思います。

- 議長
事務局 事務局からお願いします。
- はい。ご説明いたします。当初、支店の宅地開発部門総責任者である取締役の方を譲受人として申請を出しておりました。開発行為の許可については法人の代表者で行っておりまして、その差につきましては、宅地開発担当責任者であるため、申請をさせてほしいとの一筆がありました。ですので、そのまま審査し、県に進達、許可がなされてきたものでありましたが、いざ所有権移転登記をしようとしたところ、やはり代表者名の許可でないと登記はできないとの法務局からの指導があったことで、今回の取消と代表者名での新たな申請に至ったものです。
- 議長
齋藤委員 よろしいですか。
- 議長 はい。
- 議長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。
- 議長 (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。
- 本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。
- 局長。
- 局長 農地法第5条許可申請について、議案第2号の3、4を上程いたします。
- 議長 本議案につきまして、織戸審査班長の報告を求めます。
- 織戸審査班長 それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。
- 議案書3ページ、地図13から15ページをご覧ください。
- 2号議案の3につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地17棟として転用するものです。
- 現地は畑で、隣接地は畑・宅地及び道路となっており、周囲はブロック及びフェンスを施工、雨水は浸透貯留槽を設置し、汚水・

雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、特定建築条件付売買予定地であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行なわれており、都市計画法の手続については現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、千葉県立船橋二和高等学校とあすなろ保育園の教育施設と福祉施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書3ページ、地図16から18ページをご覧ください。

2号議案の4につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地7棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑・宅地・雑種地及び道路となっており、周囲はコンクリートブロックを施工、雨水は雨水浸透貯留槽を設置、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、特定建築条件付売買予定地であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行なわれており、都市計画法の手続については現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、千葉県立船橋二和高等学校とあすなろ保育園の教育施設及び福祉施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、2議案につきましては許可相当と思われます。

議長 　　ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

議長 　　齋藤委員。

齋藤委員 　　4号についてですが、他の申請は、1棟ずつの宅地面積が書いてありますけれども、4号は面積が書いていないですけれども、これについてはどうなんでしょうか。

議長 　　事務局。

事務局 　　おっしゃるとおりで、農地転用の申請に添付する図面に1宅地当たりの面積を必ず書かなければならないという指示は千葉県から出されておられません。ですので、これで書類としては成立します。

土地利用計画図については、宅地課に提出する書類と兼用している業者が多く、宅地課では1宅地当たりの面積記載を必須としておりますので、面積が記載されている図面が多くあります。

今回につきましては、宅地課に提出した図面を入手しておりまして、そこを見ますと、一番小さくて179.74平方メートル、一番大きい宅地で185.90平方メートルですので、全て165平方メートル以上の宅地となっております。

以上です。

議長 　　齋藤委員。

齋藤委員 　　今、面積を聞きまして、165平方メートル以上だから、この案件については大丈夫だとわかりました。農業委員会として承認するためには、ぜひ面積を書いていたきたいなど、決まりにはないとしても思います。以上です。

議長 　　先ほど事務局からありましたけれども、それが規定上にはないので、協力をお願いするという形でしかありません。齋藤委員のご意見は承っておきますということによろしいでしょうか。

齋藤委員
議長

はい、分かりました。
ほかにご意見、ご質問等は。
高橋委員。

高橋委員
事務局

3号と4号の地図資料で、近隣であるにもかかわらず地図の形が違う理由を教えてください。
はい。この元にしております地図は、必ずしも公図や実際の土地とは一致しておらず、ずれが生じております。
3号の案件につきましては、筆界を示す点線が入っていると大変分かりにくくなりますので、あえて事務局でその点線を消しました。4号の案件につきましては、16ページの地図の同じ部分にありました点線は、申請地とは関係がなかったため、消さなかったため、このような状況が発生しております。
この地図そもそもが実態とずれているところがありますので、必ずしもこの形どおりに土地があるというものではないので、場所を確認するための参考の地図とお考えください。

議長

以上です。
よろしいですか。ほかにご質問等ございませんでしょうか。

議長

(「異議なし」の声あり)
異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。
本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長

局長。
相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、議案第6号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第6号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについてでございます。議案書は7ページです。
本件につきましては、前原西に在住の申請人の母が令和3年5月に死亡したことにより、耕作地6筆、計4,814平方メートルの

うち、生産緑地である前原西の畑3筆、計2,541平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として証明願の申請がありました。

事務局が調査したところ、現地が農地として利用されており、申請人から、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。したがって、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、適格者と認定することに決しました。

局長。

局長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、議案第7号を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第7号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについてでございます。議案書は8ページです。

本件につきましては、旭町に在住していた農業従事者が令和3年2月5日に死亡したことにより、当該土地所有者の相続人から、耕作地28筆、計2万261.27平方メートルのうち、生産緑地である旭町の畑5筆、計5,794平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく、農業に一定割合以上従事していた者であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

議長

（「異議なし」の声あり）

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、認定することすることに決しました。

局長。

局長

令和3年度第8次農用地利用集積計画について、議案第8号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第8号につきましては、令和3年度第8次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は9ページです。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。このことにより、市長から、農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、旭町の畑1筆、1,226平方メートルに賃借権3年、2は、米ヶ崎町の畑5筆、計3,932平方メートルに賃借権3年、以上をそれぞれ新規に設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われま

す。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和3年度第8次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することすることに決しました。

局長。
局長 都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定について、議案第9号を上程いたします。
議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。
事務局 議案第9号につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定についてでございます。議案書は10ページです。
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により、市は、農業委員会の決定を経て、都市農地の賃借権等の設定に係る事業計画の認定をすることとされています。このため、市長から、事業計画を認定するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。
該当地は、上山町の畑2筆、計1,652平方メートルに賃借権2年を設定するものです。
事務局において、事業計画について確認調査したところ、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号の要件を満たしており、事業計画を決定することが適当であると思われまます。
以上です。
議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。
議長 （「異議なし」の声あり）
議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。
本議案につきまして、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画として決定することに賛成の方の挙手を求めます。
全員一致であります。よって、承認することに決しました。
続いて、協議事項の①に移ります。
令和3年度の活動の点検・評価及び令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定についてでございます。
このことについて、事務局より説明を願います。
事務局 それでは、右上に協議事項①と書いた資料をお配りしておりますので、こちらをご覧ください。

本件の概要とスケジュールになります。

まず、1番、概要につきまして説明いたします。農業委員会等に関する法律の規定により、農地利用の最適化の推進の状況や農業委員会事務の実施状況を周知するため、毎年、農業委員会の年間の活動計画を策定するとともに、前年度の活動への評価を行い、6月30日までにホームページに公表する必要があります。

なお、昨年度は、農政小委員会に付託され、農政小委員会及び農地利用最適化推進委員連絡協議会の検討を踏まえ、4月総会で決定されております。

参考のため、本年度の活動計画及び昨年度の点検・評価を添付しております。

主な内容につきましては、担い手への利用集積、遊休農地、新規参入、違反転用の4点となり、目標数値や具体的な取組方法について点検・評価し、また、今後の活動計画を定めるものです。

本日は、今年度の活動への評価と令和4年度の活動計画をどのように検討していくか、協議をお願いいたします。

説明は以上です。

議長

本件について、ご意見はございませんでしょうか。

高橋委員。

高橋委員

この件に関しては、農政小委員会に付託するのがよろしいかと思えます。

議長

ただいま高橋委員より、農政小委員会に付託するのご意見がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

意見がないようなので、採決いたします。

本件につきまして、農政小委員会に付託することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致で付託することに決しました。

それでは、引き続き協議事項の②に移ります。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについてでございます。

このことにつきまして、事務局より説明を願います。

事務局

協議事項②につきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについてでございます。続きまして、右上に協議事項②と書かれた資料をお配りしておりますので、ご覧ください。

こちら、まずは本件の概要とスケジュールになります。

農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないとされており、本市においても、平成29年12月7日付にて指針を策定しております。

まずは、本日は、この指針の内容について簡単に説明させていただきます。

参考に、船橋市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を添付しておりますので、ご覧ください。

まず、1ページの第1、基本的な考え方にて、船橋市の農業の現状と問題点を踏まえて、農地等の利用の最適化を推進するための具体的な目標と推進方法を定めるとしております。

続きまして、2ページに移ります。ここからは、遊休農地対策、農地の利用集積、新規就農の3つに分けた内容となっております。

第2、具体的な目標と推進方法の1番は、遊休農地の解消面積の目標や、発生防止・解消のための具体的な対策・推進方法を記載しております。

続いて、3ページに移ります。2番は、担い手への農地利用集積面積の目標や、その具体的な対策・推進方法を記載しております。

続いて、最後、4ページになりますが、3番は、新規参入の促進に係る目標や、その具体的な対策・推進方法となっております。

ここまでよろしいでしょうか。

それでは、配布資料の1、概要のほうに戻らせていただきます。

この指針につきましては、令和5年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととされております。

昨年度の両委員の改選に併せて、見直しについて検討する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、今まで見送っていたところでございます。

以上のことから、この指針の見直しについて、本日は協議をお願いしたいと思います。

なお、同法第7条第2項の規定により、指針を変更しようとするときは農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされているほか、第3項の規定により、これを変更したときは公表しなければならないと定められております。

説明は以上でございます。

議長

本件について、ご意見はございませんでしょうか。

高橋委員。

高橋委員

この件に関しても、農政小委員会に付託するのがよろしいかと思えます。

議長

ただいま高橋委員より、農政小委員会に付託するとの意見がございましたが、皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本件案につきまして、農政小委員会に付託することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致で付託することに決しました。

それでは、引き続き協議事項の③に移ります。

農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定についてでございます。

毎年、別段面積について見直しの検討を行っておりますが、今年度も推進委員の意見を聴取した後に決定したいと考えます。

ついでには、2月7日午前に開催予定の農地利用最適化推進委員連絡協議会で推進委員の意見を聴取し、最終的には2月7日午後の総会で、協議会の意見を参考にしながら別段面積の議決を行う形とします。

このような進め方でよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、そのように決しました。

続きまして、事務局より報告がございます。

局長

それでは、報告させていただきます。

報告事項(1)、農地法第3条許可書の交付についてでございます。9月及び10月総会にて買受適格者と判断され、買受適格証明

書の発行を受けた2名から、東京国税局より交付された売却決定通知書を添えて農地法第3条の許可申請がなされました。9月及び10月総会にて会長専決とすることに全員一致で賛成を得ておりましたので、議案書12ページに記載のとおり、2件の許可書を交付いたしました。

報告事項(2)、農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について、議案書13ページに記載のとおり、4件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項(3)、農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書14ページから17ページに記載のとおり、10月中に20件の届出を受理いたしました。

報告事項(4)、農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書18ページから24ページに記載のとおり、10月中に31件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項(2)から(4)の届出につきましては、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項(5)、転用許可に伴う工事完了報告について、議案書25ページに記載のとおり、5件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項(6)、農地の転用事実に関する照会について、議案書26ページに記載のとおり、1件を局長専決として回答いたしました。

報告事項(7)、生産緑地地区における行為の制限解除について、議案書27ページに記載のとおり、1件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので報告いたします。

以上でございます。

以上で、本日子定されました議案審議は終了いたしました。(午後3時59分)

次に、事務連絡がございます。

_____ 事務連絡 _____

議長

事務局

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後4時1分第12回農業委員会総会の閉会を宣言した。